子どもの権利・教育・文化 全国センター

ニュース　第20号　2007年5月30日

子どもの権利・教育・文化 全国センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1　全国教育文化会館5F
TEL 03-5211-0133　FAX 03-5211-0134
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://kodomo.p-web.biz/
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kodomo@kodomo.p-web.biz

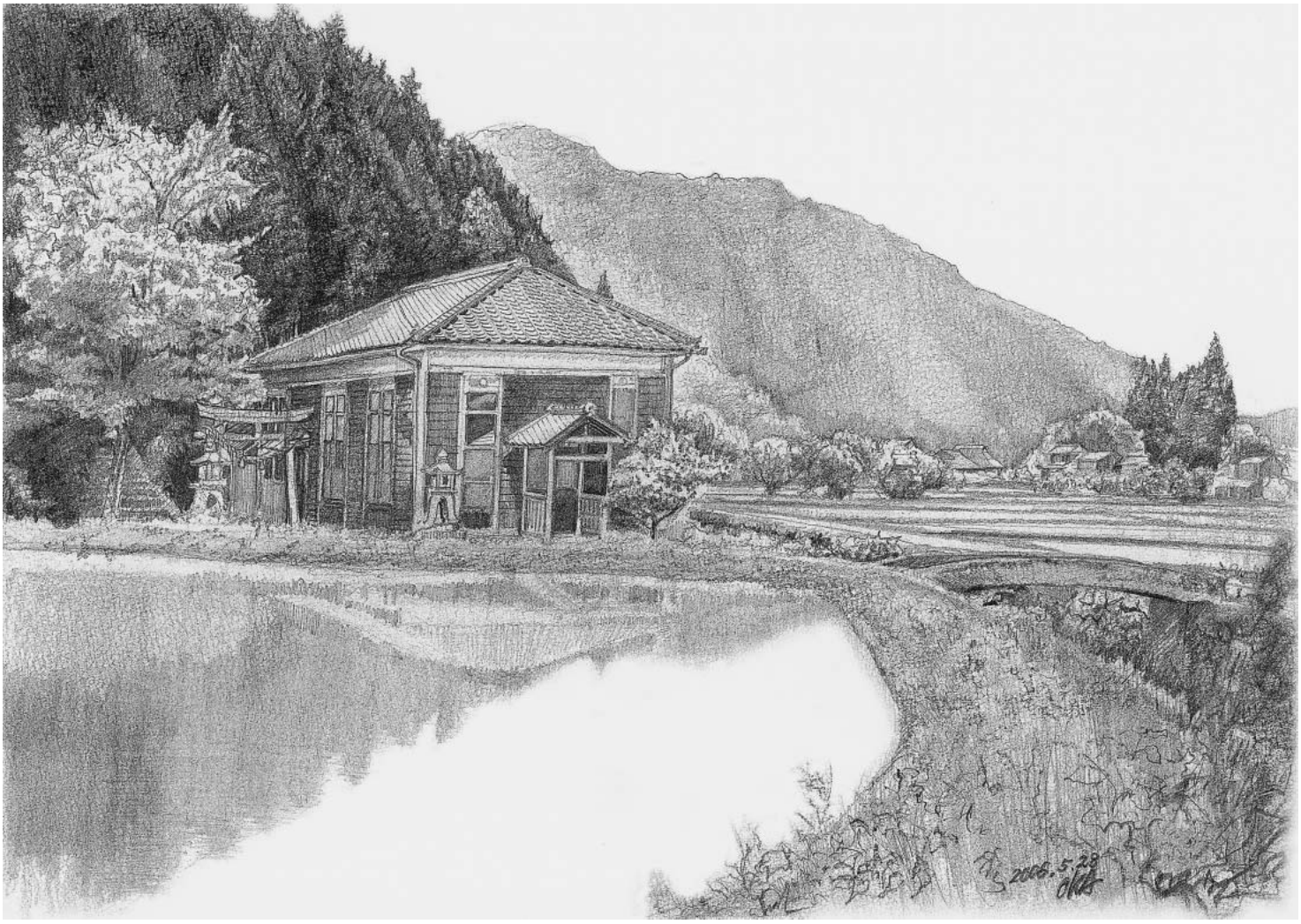

画・岡本正和

改憲手続法の異常な採決とこれから

阪田勝彦（弁護士）

改憲手続法案の異常な成立過程

2007年５月14日、改憲手続法案は成立しました。衆議院で約１年間審議期間があったにもかかわらず、参議院ではわずか約１か月間、連日約６、７時間の審議を繰り返し行い、修正案に対しては国民の声を参考とするための中央公聴会も開催しないという異常な審議の中、採決されました。この異常な審議の中で生まれたことを私たちは決して忘れてはいけないと思います。安倍首相ほか改憲派は、現憲法をアメリカに押しつけられたものであるという「押しつけ憲法論」なるものを主張し、その成立過程を問題としますが、この改憲手続法案の成立過程は、それ以上の異常な成立過程を経ていると思います。

改憲派に圧倒的に有利な改憲手続法

成立した改憲手続法の内容は、多くの不公平な規定を残したままの状態です。

改憲に反対することが予想される労働組合員が多数所属している公務員、教育者の国民投票運動（改正に賛成もしくは反対投票するよう働きかける運動）は、禁じられ、国公法等の刑罰も内部の懲戒処分の対象にもなります。地位を利用した場合との限定は付されるものの、未だその内容は完全には明らかになっていません。最低投票率の定めもなく、どれだけ投票数が少なくても憲法「改正」が可能となることになります。マスメディアの利用についても、無償広告は、改正賛成派、反対派に平等にテレビ、ラジオ等のメディアの利用権を認めることになっていますが、この２つの他に国会の会派議席数に応じて設置される憲法改正広報協議会に「広報（＝宣伝）」（公報ではありません）をすることを認めます。その結果、広報協議会は憲法改正をすべきだといって発議している国会の多数派である以上、改憲派の広報（＝宣伝）は、少なくともメディア利用枠の３分の２を占め、反対派は３分の１しか利用できないことになります。

テレビCM等の有料広告については、投票前の２週間だけの規制となり、経団連ほか財界がこぞって改憲派である中、圧倒的な資金力を用いて改憲派がテレビCMを独占することが可能となっています。

このように改憲手続法の内容は、改憲派に有利な規定が残されたままの状態です。

もう諦めるしかない？

では、この改憲手続法が成立してしまったから改憲は防ぎようがないと諦めるしかないのでしょうか。

それは違います。あまりにも短い審議ではありましたが、改憲手続法の中にある運動規制の罰則（公務員禁固２年、教育者禁固１年）は無くなり、審議の中でも、単に授業の中で憲法改正案について講義を行ったとしてもそれは「地位の利用」には該当しないと言う答弁を引き出しています。これはとても重要な意味を持っています。今後、現在の20歳有権者から18歳に有権者年齢が引き下げられることにより、子どもたちの憲法教育が非常に重要になってきます。現実の国民投票が行われるであろう３年後に、18歳と19歳になる子どもは合計約240万人います（平成17年総務省統計）。彼ら未来を担う子ども達に、学校や家庭で憲法の持つ意味をどれだけ伝えることができるのかが３年後の国民投票での大きな鍵を握ることになるだろうと思います。

教育者はもちろんですが、それだけでなく、私たち一人一人の個人が、この３年間、憲法について深く考えそれを伝えていきましょう。そうすることで３年後、今の憲法を本当に自分たちのものとすることができると思います。

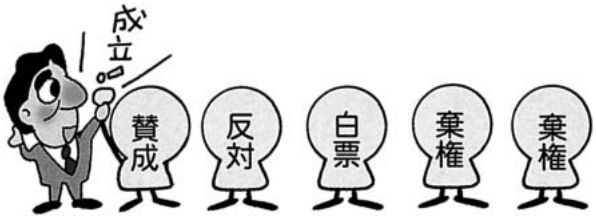

２割の賛成でも憲法「改正」！

仮に投票率が40％なら有権者の20％
（５人に１人）の賛成でも改憲が。

「教育再生」の名による「教育破壊」＝教育改悪３法案の廃案をめざして

山口　隆（全日本教職員組合副委員長）

安倍内閣と与党は学校教育法、教育職員免許法と教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の衆議院での採決を強行し、現在、参議院で審議がおこなわれています。これは、以下に述べる重大な問題をもつものであり、私たちは、これらの法案を総称して教育改悪３法案と呼び、今国会での強行を断じてゆるさない立場から運動をすすめています。

この教育改悪３法案でねらわれている第１は、時の政府が教育を思いのままにコントロールするしくみづくりです。そのために、まず、文部科学省→地方教育委員会→学校という上意下達の体制づくりをすすめようとしています。５月７日の国会で伊吹文部科学大臣は、学校で「日の丸・君が代」を指導していなければ、文部科学大臣が地方教育委員会に対して「是正措置」ができる、という重大な答弁をおこないました。この「是正措置」は、今の法律ではできません。だから、地方教育行政法に「是正措置」ができることや、文部科学大臣の地方教育委員会に対する「指示」を入れ込んで、地方教育委員会を文部科学大臣の言いなりに動かそうとしています。

そのうえで、学校の中にも命令で動く体制づくりをしようとしています。そのために、学校教育法を改悪して、副校長という新しい管理職と主幹教諭、指導教諭という中間管理職をつくって、学校を上意下達で動かそうとしているのです。そして、こうしたやり方に異議を申し立てる教員に対しては、教員免許法を改悪して教員免許更新制を導入し、時の政府の言いなりにならない教職員は免許を失効させて失業させるしくみや、教育公務員特例法という法律を改悪して、「日の丸・君が代」押しつけなどの「指導」を是としない教員を、「指導不適切」という名目で、免職できるしくみをつくろうとしています。

では、なぜ、このようなしくみづくりをやろうとしているのでしょうか。それは、子どもたちに「愛国心」などを押しつけて、「戦争する国」の人づくりをすすめるためです。実は、これが第２のねらいです。

昨年、安倍内閣と自民・公明の与党は、多くの国民の反対の声を押し切って、教育基本法改悪を強行しました。この改悪教育基本法では、第２条に新しく教育の「目標」をつくり、その中で、「国を愛する態度」をはじめとする20を超える徳目を入れ込みました。これは、子どもたちへの「愛国心」押しつけがねらいです。これをもっと強めるために、学校教育法を改悪して、義務教育の目標に「国を愛する態度」などを入れ込み、改悪教育基本法と学校教育法という二重の押しつけのしくみをつくろうとしているのです。

このように、教育改悪３法案は、改悪教育基本法の具体化にほかなりません。結局、ねらいは、憲法９条改悪による「アメリカといっしょになって海外で戦争する国」づくりと一体に、「戦争する国」の人づくりをすすめることにあり、断じてゆるせません。

しかし、この教育改悪３法案は、憲法違反の改悪教育基本法の具体化であるがゆえに、それぞれが、憲法の諸原則と正面からぶつかります。また、子どもを人間として育てるといういとなみとは無縁の、子どもたちへの管理統制という本質をもつがゆえに、教育の条理を正面からぶつからざるをえません。

私たちは、教育改悪３法案の廃案をめざすとりくみとともに、改悪教育基本法の具体化をゆるさぬために、憲法と教育の条理に立脚して、教育を国民の手でつくろう、と呼びかけていますが、その根拠はここにあります。
いま、「教育再生会議」でも子ども不信に立って、子どもを縛り付けようとする議論が、きわめて乱暴にすすめられています。また、この国会で少年法を改悪して、子どもをはぐくむのではなく、厳罰主義によって取締りを強めようとする動きも強められています。これら一連の諸施策の犠牲になるのは、結局、子どもです。子どもを守り、人間的な成長をはぐくむためにも、憲法９条改悪を断じてゆるさぬとりくみとかたく結び、力をあわせて、教育改悪３法案の廃案をめざし、とりくみを強めようではありませんか。

3・31子どもと教育を語るつどい

憲法とともに教育基本法が施行されて60周年記念日にあたる３月31日（土）、子どもと教育のこれからについて語りあおうと「つどい」が開かれました。主催は、子ども全国センター、教育基本法全国ネットワークをはじめ女性団体、子どもに関わる市民団体、教職員組合などでつくる「つどい」実行委員会。全国教育文化会館ホールに120名が参加してオペラを楽しみ、シンポジウムで「教育の本質とは何か」について深めあいました。（文責：実行委員会事務局）

ひとりかたりオペラ

「よだかの星」より

オープニングは、大石哲史さん（オペラシアターこんにゃく座）のひとりかたりと服部真理子さんのピアノによる宮澤賢治作「よだかの星」。机をならべた急ごしらえの舞台の上で、黒服の両手を大きくひろげた鷹と悩み苦しむよだかのやりとりは、その迫力とあいまってテーマに込められた深く重たい内容が胸にずしりと響くものでした。会場いっぱいの参加者は物語の世界にひきこまれ、「理不尽な思いを強いられた、よだかの悲しみを考えさせられた」「真の教育の姿がほんのり見えた気がします」「時間が短くて残念」などの感想が寄せられました。

シンポジウム

子どもの権利としての教育を
―安倍「教育再生」に抗して―

シンポジストは長谷川あまりさん（新日本婦人の会）、児玉 洋介さん（東京都教職員組合）、黒岩 哲彦さん（日弁連・子どもの権利委員会委員長）、コーディネーターは三上満さん（子ども全国センター代表委員）。

◆傷つくのは子どもたち（長谷川さん）

小学６年の娘が全国一斉学力テストの対象になり心配。競争と序列で子どもを苦しめ、家庭のプライバシーにまで踏み込むなど許せない。「勝ち組」「負け組」に分けられるなかで、子どもが一番傷ついている。神奈川では定時制の二次募集に500人以上が殺到し、高校進学率は35年前の８割台にもどってしまった。「私立に負けない学校に」とか「学力テストも必要」の声もある。しかし前の教育基本法の１、２条を読むと「これがほんとに親も求めている教育だよね、自分の頭で考えて切りひらき、自分も友だちも大切にして次の時代をつくっていける子どもを育てたい」ということでは一致していける。教育基本法の時のたたかいが財産となり希望となってきた。これからもがんばりたい。

◆行政が格差をつくりだす（児玉さん）

130人の中学卒業生のうち、卒業式が終わった段階でも高校に入れない子どもが８人いた。家庭の困難など、決して子どもだけの責任にできない背景がある。足立区は就学援助率が一昨年ぐらいから42％に。しかも足立の中でも地域格差がひろがっている。数年前、学校自由選択制が完全実施され、３分の１の家庭が自学区以外の学校を選択。３年前から東京都の学力テスト結果をホームページに公表。２年前から区独自のテストも。これが学校選択制に大きな影響を与えた。テストの結果で学校予算に差をつけることは撤回したと報道されているが、４段階に分けるのをやめただけで、各校の予算を10％削減して"がんばる学校"に分け与える。行政が格差をつくりだしている。トップダウンの「制度改革」で、教育を議論する場がなくなる。親の生活の困難さもひろがっており、子どもを真ん中に親と教師が手を携えられる条件が切り崩されていく。

◆管理・処罰でしめあげる教育へ（黒岩さん）

「割れ窓理論」というニューヨークの治安対策の理論がある。最初は割れ窓一つでもほっておくと町全体が荒廃し犯罪者に支配されてしまうから、小さいことでもびしびしと処罰を、ということ。これと同じ発想のもとに出されたのが06年５月の文部科学省と国立教育研究所の報告書。アメリカの学校で行われている「ゼロトレラン

ス（寛容ゼロ）」といわれる指導方式を参考に述べ、「学校で寛容をなくせ」「細かい校則をつくり一つひとつを処罰していけ」と。もう一つは体罰の問題。日本は明治時代から法制度上、体罰は絶対的に禁止されている。ところが今年２月、文部科学省は体罰の定義をゆるめる通知を発出。その際「体罰の許容だ」と社会的に批判を受けた判決（昭和56年東京高裁、60年浦和地裁）を引用。「力で子どもをしめあげる教育をやれ」と、文部科学省が言っているわけで、きわめて問題。国連・子どもの権利委員会の勧告は、「日本は法律では体罰を禁止していることを評価するが、実行されていないのではないか」と２回にわたり厳しく指摘している。

◆受け入れ、励まし、求める３段とび（三上さん）

教育というのは、未熟で、生育途上で、問題をいっぱいはらみながら、一生懸命伸びていこうとする子どもたちに対するトレランス（寛容）。受け入れて、肯定的に評価して、「それならこういうこともできるのでは」と要求を重ねていく。「受け入れ、励まし、求めていく、３段とび」が教育の本来の姿。しかし今、教育が権利から国家の統治行為になってしまう動きが強まっている。

「お前なんか学校に来るな」…学校が荒れた時代に、これだけはどんなことがあっても言ってはならない言葉として私たちはがんばってきた。イギリスのサッチャー改革では退学者が続出した。そんなものを参考にするなら、日本のすばらしい教師たちを参考にしてほしい。安倍「教育再生」は、いかに教師や学校が悪いかという風評を国民のあいだにつくりだしエネルギーにしようとしている。教師と学校を励まし、風評を許さない運動が必要ではないか。

「人格の完成をめざし」とはどういうことか。子どもは、「自分ができるようになってうれしい。自分も友だちもできるようになればうれしい」と思う、「友愛と自分自身への挑戦」というすばらしい種を持っている。そういうものを削り、競争に勝つことだけを喜びに思うような子どもをつくる、それがなんで人格の完成か。

子どもたちの人間像をめぐる場、それは私たちのフィールドであり、子ども、父母、地域、そして子どものことを考える行政である。文部科学省が踏み込んでくる場ではない。

教育基本法改悪反対のたたかいの中で、はじめて教育基本法を読んだという人がたくさんいる。それほど埋もれていたもの。彼らは「教育基本法改定」という冒険に乗り出したが、捨てるつもりで掘り出したものが「こんなにいいものだったのか」と国民にひろがった。これは大きな到達点である。私たちはどれだけすばらしい地平をつくったか。教育基本法の生命力はこれから輝きだすのだ。希望を失わずにたたかっていこう。

＜フロア討論から＞

大和・生活と健康を守る会

「就学援助をすすめる会」をつくって活用運動をしている。われわれの要求から始まり、毎年、教育委員会が案内書・申請書を児童生徒に配っている。大和市は就学援助率が高いにもかかわらず、給食費の未納が多い。「就学援助を受けている人がどうしても遅れる」という。義務教育が金のあるなしで差別されていいのか。教育における格差をなくすためにがんばりたい。

日本民間教育研究団体連絡会

安倍「教育再生」は国民全体に対するイデオロギー攻撃。憲法の「基本的人権」の明確な否定と、人間的な連帯をずたずたにすること。人権と連帯をつくりあげるために、あらゆる行動を。それが安倍「教育再生」への回答だ。

新日本婦人の会

小４、幼稚園年長の子どもがいる。これまでに学び、知ってしまったばかりに苦しんだこともある。「塾に行かせれば」と言われ、自分の子どもがおいていかれるんじゃないかという恐怖感を味わったり…。それが去年の１年間だった。でも今自分がここにいられるのは、教育にあれだけ多くの団体・人がひとつになれたということが、私に力を与えてくれたから。もっと多くの人に知らせることが私たちにできることなのかな、と思う。

これからを見つめ、友愛と連帯が大切であると気づきました。子どもはみな友愛と連帯の種を持っている。子どもを出発点に、多くの人とつながっていきたいです。（教員、20代、男性）

教科書検定――沖縄戦記述書き換えはなぜ行われたのか

吉田典裕（出版労連・教科書対策部事務局長）

2008年度用高等学校教科書検定の結果が去る３月31日の朝刊で一部公開されました（現在は東京都江東区の教科書研究センターで一般公開中）が、とりわけ沖縄戦をめぐる検定意見に驚かれた方も多かったと思います。

長く教科書検定問題にとりくんできた私たち出版労連教科書対策部の目で見ても、今回の検定は異例なものでした。多くのメディアも批判的に取り上げるほど衝撃は大きかったと言えます。結論を先取りしていえば、教科書検定は公正でも客観的なものでもなく、きわめて政治的な意図に基づいて行われていることが、あらためて白日の下にさらされたといえます。

アジア太平洋戦争末期の1945年３月下旬から６月にかけての沖縄戦で、日本軍は沖縄を「本土決戦」の捨石として利用し、住民を守るどころか「軍官民共生共死」を唱え、少しでも戦力になりそうなものは根こそぎ動員しました（藤原彰編著『沖縄戦』青木書店）。このため多くの住民が犠牲にされました。そのうち、今回教科書検定で書き換えを余儀なくされたのは、「集団自決」に関する記述でした。

どのように書き換えられたのでしょうか。

（原　文）「日本軍に『集団自決』を強いられたり、戦争の邪魔になるとか、スパイ容疑をかけられて殺害された人も多く、沖縄戦は悲惨をきわめた」

（修正文）「追いつめられて『集団自決』した人や、戦争の邪魔になるとかスパイ容疑を理由に殺害された人も多く、沖縄戦は悲惨をきわめた」

（原　文）「この過程で，日本軍は，県民を壕から追い出し，スパイ容疑で殺害し，日本軍のくばった手榴弾で集団自害と殺しあいをさせ，800人以上の犠牲者を出した」

（修正文）「この過程で，日本軍は，県民を壕から追い出したり，スパイ容疑で殺害したりした。また，日本軍のくばった手榴弾で集団自害と殺しあいがおこった。犠牲者はあわせて800人以上にのぼった」

紙幅の都合上、全部で７例あるうち２例だけ挙げましたが、すべての記述が「集団自決」への日本軍の関与・強制を否定するように書き換えられたのです。これらは、これまでもまったく同じ記述がなされていたもので、前回（４年前）の検定では、まったく意見はつけられませんでした。検定意見が変更されるのは、①客観的事実が変わった場合（例えば国名の変更）、②学説が変わった場合（例えば冥王星が惑星でなくなった場合）などの場合ですが、今回の沖縄戦記述は、このいずれにも該当しません。沖縄戦について、このような検定意見がつけられたのは24年ぶりのことですが、その間、日本軍の関与を否定する学説が主流になったという事実はありません。文部科学省は、検定意見変更の根拠として「沖縄戦をめぐって裁判が起こされていること」を挙げています。これは2005年８月、元座間味島守備隊長・梅沢裕氏と渡嘉敷島守備隊長・故赤松嘉次氏の弟である赤松秀一氏が、岩波新書『沖縄ノート』等の記述について「軍命はなかった」として、著者の大江健三郎氏と発行元の岩波書店を名誉毀損大阪地裁に訴えたもので、現在まだ判決も出されていません（詳しくは大江健三郎・岩波書店沖縄戦裁判支援連絡会のウェブサイトをご覧ください）。裁判が起こされたことを根拠に検定意見が変更可能であるならば、家永教科書裁判での原告主張に基づいて、検定意見は変更されなければならなかったはずですが、そのような事実はありません。教科書攻撃派が起こした裁判は原告の主張で検定意見を変更するという、きわめて政治的に偏向した検定だというほかありません。実際、文部科学省は報道機関に公表した沖縄戦関連の「著作物等一覧」で、原告側が使用する「沖縄集団自決冤罪訴訟」との呼称を使用していました（伊吹文明文科相が４月11日の衆院文部科学委員会で陳謝）。今回の教科書検定で文部科学省が原告の主張だけを一方的に採用したことは明らかです。紙幅の都合上、詳しくは述べられませんが、この訴訟には「新しい歴史教科書をつくる会」副会長で「自由主義史観研究会」会長の藤岡信勝氏が関与しており、この点からもその偏向は重大です。

今回の教科書検定では、ほかに南京虐殺事件の犠牲者数について「もっと少ない」とする説もあることを書けとか、自衛隊のイラク派兵について「復興支援が目的であることを明記せよ」、領土問題では竹島、尖閣諸島についてはこれらが日本の領土であり、周辺国は「領有権を主張している」だけだとの立場での記述、「北方領土」とは「四島」だけであるとする立場、ジェンダーをめぐる検定意見など、政府の一方的な見解を書かせようとする意図がきわめて露骨でした。それが「戦争する国づくり」に教科書も利用しようとする姿勢の表れであることはいうまでもないでしょう。

全国一斉学力テスト　実施反対の運動にとりくんで

魚山栄子（新日本婦人の会京都府本部・子ども教育部長）

文部科学省は４月24日、全国いっせいで「学力・学習状況調査」を実施しました。私たちはこのような調査が悉皆で行われることは、学校間に明確なランクを持ち込み、子どもと先生をますます競争と点数主義に追い込んでいくことになるのではないかと、不安に感じていました。２月22日付けの新婦人しんぶんの特集で、この調査では同時に子どもの意識や家庭の状況まで調べる『質問紙調査』がされること、しかもその集計、分析のいっさいをベネッセなど受験産業に委託していることを知りました。こんなのはおかしいと、「調査に参加しないように」と京都府教委と、８市１町の教育委員会へ申し入れをしました。また各教育委員会にむけてのハガキを500枚作成し、抗議の声を届けてきました。

このまま実施されていいの？という思いがあるなかで、教育委員会にむけて「実施差し止めを求める仮処分」を申請してはということを、教育の運動をいっしょにしている弁護士さんから提案されました。そんなことができるのならと３月末から３回の打ち合わせを経て、４月16日、８人の保護者が京都地裁に申し立てを行いました（申し立て本人は子ども９人）。全国唯一の斬新なとりくみということで、マスコミにも注目され、テレビや新聞にとりあげられ、問題点を広くアピールする力になったと思います。急なとりくみのなかで、勇気をもって申立人になってくださった８人の方に背中を押されるように、新婦人では教育委員会や学校への働きかけを強めてきました。

文部科学省が世論に押されて「記名でなくても番号方式でもよい」「質問紙調査のなかみの一部変更を検討」など、実施直前になって態度が揺れる中で、教育委員会への要請を強め、京都では全市町村で氏名番号対照方式をとることになりました。出席番号を記入することについて右京支部の会員は直接文科省にまで電話をし、「出席番号でなくてもいい」との返答をひきだしました。「出席番号では簡単に個人が特定できてしまう、ランダムな番号に変えてください。文部科学省も認めています」と実施前日まで学校への申し入れをがんばりました。特に右京支部では、山間部の２校以外は全中学校を訪問することができました。実施直前のことであり、変更できたところは少なかったのですが、教職員組合の先生方のがんばりと相乗りできたところでは、クラス名を交換するなど個人を特定できない工夫がされたところもありました。学校を訪問して校長先生などとお話するなかで、「これは人権に関わりますね」とか、地域に養護施設をかかえている学校では「書きにくいところは書かなくていいとしています」など共感していただけるところもありました。府下では京田辺市や北部の学校で、出席番号でなくランダムな番号での実施がされたようです。

仮処分については申し立てから実施まで期間が短かったこともあり、裁判所は判断を見送り、申し立てをした子どもたちは「一人だけ孤立するのはいややし受ける」という状況におかれてしまいました。９人のなかで１人は受けたくないという理由で登校しませんでした（学習権の侵害です）。質問紙は白紙で出したという子や「適当に書いた」という子もいたようです。異質を許さない学校のなかで、子どもたちをこのようなところに追い込む学力テストの強制性に疑問を抱かざるをえません。

文科省は来年の実施日程も決定し、この調査を続けていこうとしています。私たちはこの調査の問題点をもっと広く明らかにして来年は実施させないために、いまから行動をしていきたいと考えています。５月18日には市民集会を開き、また今回のとりくみをまとめた報告集も作成する予定です。

左京区のＥさん（中学３年）の意見

私は母から見せてもらった質問紙を見て、質問の内容がおかしいと思いました。「親から大事にされているか」なんて私は知らない人に教えることだとは思いません。（中略）まわりの友だちと競争したり、争ったりするのはいやです。強制的に休めない授業のなかで力をためすのではなく、自分で決めて、自分の力を知り、それを伸ばしたいと思いました。でも今の状態ではそのことを実現するのはできなくて悔しいです。だから将来は、競争したりプライベートなことを調べられたりするような学力テストはなくしてほしいし、みんなで学んで力をつけて自分が将来なりたい夢に迎えるような状態になってほしいと思いました。（学力テスト前夜に）

中央・地域
活動交流会

子どもの今と未来を守る
教育共同の力を確かめ ひろげよう

＜主催＞　子どもの権利・教育・文化 全国センター

6月30日（土）　13：30～16：00　食糧会館

東京都千代田区麹町３－３－６、Tel：03-3222-9621　　東京メトロ・有楽町線「麹町」（１番出口）徒歩１分

◆　文化行事

◆　お話　**中嶋　博** さん
（フィンランド科学アカデミー外国会員、
早稲田大学名誉教授）

「子どもと 日本の教育の未来
フィンランドの教育に学ぶ」

◆　フロアトーク

子どもたちのすこやかな成長と平和な社会をめざし、教育基本法のたたかいを通してひろがった各地のとりくみを、これからの子育て、教育をすすめる確かな力にしましょう。

16：15～16：45、同会場で、**子どもの権利・教育・文化全国センターの07年度総会**を開きます。引き続き、ご参加ください。

お 知 ら せ

憲法と子どもの権利条約に基づき、1947年施行の教育基本法の理念を生かし、全国レベル、地方レベルのそれぞれで、子ども全国センターの活動を多彩にひろげていくために、手をつないでいきましょう。

ホームページ、メールアドレスを以下のように変更しました。
（表紙にも記載）

ホームページ
http://kodomo.p-web.biz/
Ｅメール
kodomo@kodomo.p-web.biz

子育て・教育共同のリーフレット

をつくりました

Ａ３判両面カラー、四つ折り

教育改悪３法案、少年法改悪法案などの問題点と、安倍「教育再生」のねらいを明らかにするとともに、教育への抑圧をはねかえし、子育て・教育の共同ネットワークを各地で創りひろげていくための、学習資料としてつくりました。個人でも、地域の会などでも、多数注文していただき、学習会や街頭宣伝などの際に活用してくださるよう、ご案内します。リーフレットは無料。送料のみご負担いただきます。